

平成〇〇年（東）第〇号 和解仲介手続申立事件

平成〇〇年（東）第〇号 同上

申立人 〇〇 ほか

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

## 和解案受諾勧告書

平成30年3月30日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 高木 佳子

仲介委員 桑野 雄一郎

仲介委員 井奈波 朋子

仲介委員 小笹 勝章

仲介委員 國貞 美和

### 第1 本パネルの意見

本パネルは、被申立人に対し、和解案提示理由書及び本勧告書第2記載の事情に鑑み、平成29年12月18日提示の和解案（以下「本和解案」という。）を受諾するよう勧告する。

### 第2 被申立人代理人提出平成30年1月31日付「和解案に対する回答書」について

1 被申立人は、本和解案に対し、本パネルが解決金支払の対象とした和解案提示理由書別紙記載の申立人ら（以下「別紙申立人ら」とする。）の被ばく積算量を概ね10ミリシーベルト程度であったと認定したことを前提とする種々の反論をしている（回答書第2（1）（2頁））。

しかしながら、改めて述べるが、本パネルは、別紙申立人らについて、今中調査結果に加え、各人の避難時期及び避難実態等を個別に聴取した結果明らかになった諸事情を総合考慮した上で、申立人らを含む他の避難者と比較して「相対的に多く」被ばくし、その結果、自身の将来にわたる健康について恐怖や不安を抱くことについて合理性が認められると判断したのであって、今中調査結果のみをもって申立人らの客観的な被ばく積算量を認定したものはないから、被申立人の上記反論は、その前提を欠き当たらないというべきである。

2 さらに、被申立人は、本パネルが別紙申立人らについて、将来にわたり健康につき恐怖や不安を抱くに至った合理性があると判断したことについて、国際的に合意された知見を引用し、パネルの判断・評価が客観的かつ合理的ではないと反論している。また、平成24年2月の政府作成のパンフレットに発がんリスクの明らかな

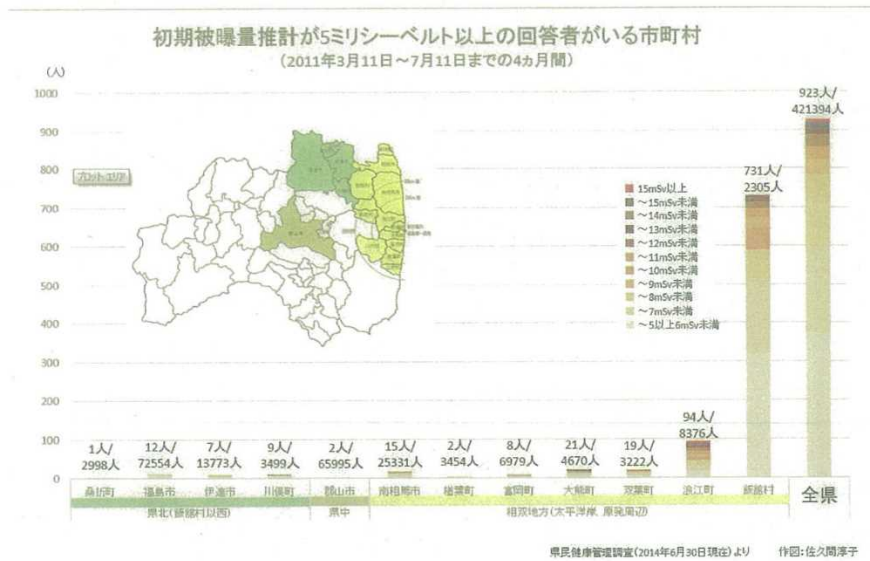
増加が証明できない旨明記されていることを理由に、別紙申立人らもこれに接している以上、当該科学的知見に接した以後は、別紙申立人らが不安を抱いたとしても、かかる不安は合理的なものとはまでは言えず、精神的損害の発生を基礎づけることのできない漠然としたものに過ぎないと非難する（回答書第2（2）（3頁））。

しかしながら、既に事故により相当量の被ばくをうけた申立人らに対し、事故後である平成24年3月に配布されたパンフレットの記載を引用して、その不安に対する合理性について反論・非難するのは、被申立人の態度としていかなものだろうか。

しかも、当該パンフレットは、これにアクセスした者において、その記載自体から、そこに述べられている科学的知見の合理性や正当性を直ちに理解できるものと評価することもできないのであるから、アクセスをした申立人らについて、それがいわば気休めになることはあったとしても、抱いていた「不安が合理的なものとは言えない」と判断する根拠や理由になるものとも言い難い。また、被申立人が、「仮にそのような外部的知見を知った後において」申立人らが不安を抱いたとしても、それは「合理的な不安とまでは言えず」と述べているとおり、被申立人の当該反論は、アクセスをしなかった別紙申立人らのみならず、アクセスをした別紙申立人らについても平成24年2月までに抱いていた不安の合理性に対する反論にはなっていない。

別紙申立人らが抱く恐怖や不安の合理性について、改めて指摘しておきたいのは、福島県が行った福島県県民健康調査（甲〇号証、乙〇号証）及び平成23年4月22日に計画的避難区域に指定された理由の2点である。

まず、福島県県民健康調査から、申立人らを含む飯舘村の村民の被ばく量は、飯舘村よりも福島第一原発に近い双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町の住民と比較すると突出して高いことは、申立人ら、被申立人双方に共通して認識されている事情である。



(上記図表は、2014年11月14日付和解仲介手続申立書52頁より引用)

この結果に直面したとき、申立人らを含む飯舘村民が不安を感じるであろうが、本パネルでは、これは合理的と言い得るのではないかと考えた基礎となる事情である。

さらに、飯舘村は平成23年4月に計画的避難区域に指定されているが、その理由は、「今後1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域」であることが判明したからである(中間指針7頁)。

この「20ミリシーベルト」というのは、一般の住民にとっては、極めて高い積

算線量であるが、別紙申立人らは、今中調査結果として、平成23年6月末ないし同年7月までの4か月半程度の期間（1年の1／3程度）に、今後1年間に達する可能性のある積算線量（20ミリシーベルト）の半分程度の10ミリシーベルトを被ばくしている可能性があると言われたのであり、福島県県民調査の結果に加え当該調査結果を知った別紙申立人らが感じた恐怖や不安は、合理的とはいえるのではないだろうか、ということである。

- 3 また、被申立人は、仮に低線量被ばくによる不安感が法的保護に値するとしても、その損害は、精神的損害として既に支払い済みである旨の反論をする（回答書第2（3）3頁）。

被申立人は、既払の主張に加えて、「かつ全体としては十分な精神的損害の賠償を支払っている」と主張し、その後、申立人らに支払われた金額として「合計850万円から1004万円（申立人 X1 については1600万円、X2 については1525万円）の精神的損害に対する賠償」と明記しているところから判断すると、被ばくの不安に対する慰謝料もこの中に含んで支払い済みである旨の主張をしていることが明らかである。

ことに、飯舘村の住民については、避難の開始時期を問わずに事故発生以後（平成30年3月まで）1人月額10万円の精神的損害の賠償をおこなっており、飯舘村での滞在期間中について支払われた精神的損害（10万円）には、被ばくの不安に対する慰謝料を含むとの主張であると思われる。

しかしながら、損害賠償については、衡平の観点が最も重要な要素の一つであるところ、1人月額10万円というのは、被ばくしたか否かにかかわらず一定の要件に該当する住民に一律に認められている基本額に過ぎない。申立人らは、他の避難区域の住民と異なる事情として被ばくの実態を疎明し、今中調査結果を提出しており、本パネルとしては、中間指針及び本センターの総括基準の判断枠組内において、今中調査結果による書証を提出した者のうち、本パネルにおいて適正と判断したものについて、増額事由があると認めたものであり、支払い済みであるとの反論は妥当しないと考える。

- 4 なお、本和解案は、平成〇〇年（東）〇号、〇号及び〇号和解仲介手続申立事件（いわゆる長泥集団）において当センターが提示した、申立人らが抱いた恐怖や不安が「他の避難等対象者一般と比べて量的にも質的にも異なる」ことを理由に精神的苦痛に対する慰謝料の増額を認め、被申立人も受諾した和解案と大きく異なる考え方を示すものではない。被申立人に対しては、本和解案の中でも、長泥地区の住民であった申立人 X1、X2 に関する和解案について、特に速やかな受諾を勧告する。

以上

(公表にあたっての注記)

本文書中の明白な誤記については、公表に当たって適宜修正を施した。